

令和4年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年10月6日(木)
- 2 招集通知日 令和4年10月6日(木)
- 3 招集日時 令和4年10月19日(水) 午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 7名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	安田 彰	仁井田	岡部 俊男	大東	関根 隆二	長沼	池田多可志
長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和	岩瀬	渡邊 聖一		

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 3名
(安田彰 委員、岡部俊男 委員、本間正博 委員)

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 48 号 農用地利用集積計画について

議案第 49 号 農地等の買受適格証明の適否決定について

議案第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 51 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 52 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 36 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請取下願出書の受理について

12 その他

13 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 18 番 深谷 寅一農業委員と 19 番 秋山 吉治 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 0 時 2 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年10月20日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第10回総会

令和4年10月19日(水)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第48号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第99号、第100号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第48号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第48号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

次に、議案第49号「農地等の買受適格証明の適否決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事 務 局 早尾係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

佐藤委員よろしくお願いいたします。

佐藤秀和推進委員 本件についてご説明いたします。

先ほど説明がありましたとおり、須賀川市で11月18日に公売が行われますが、公売に参加するために必要であるため、今回の申請となったものです。申請人は約40年間農業に従事しており、地域においても模範的な農業者であります。また、隣接地に水田を有していることから、特段の問題がないかと思われませんが、皆さまご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 49 号「農地等の買受適格証明の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 49 号「農地等の買受適格証明の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 50 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。なお、受理第 57 号について申請取下げがあったことを報告した。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 51 号について渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊聖一推進委員 受理番号第 51 号について説明いたします。

調査は令和 4 年 10 月 12 日、矢吹農業委員と同行し、譲受人へ訪問して内容を確認しました。譲渡人と譲受人は隣組で親の代から親交があり、今回の申請地においては、30 年前から譲受人が耕作していたとのことであります。譲渡人は会社勤務で耕作設備等も十分ではないため、相続登記完了後、譲渡人から売却要請がありました。今回は両者の話合いで同意したもので、許可上特に問題は無いものと思われま。委員の皆さまご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 52 号について、高橋委員よろしくお願いいたします。

高橋農業委員 受理番号第 52 号について説明申し上げます。

譲渡人と譲受人の関係は特にありません。今回の申請地につきましては、譲受人が以前この土地の近くを取得しており、作業の効率化を図りたいことから、申請に至ったとのことであります。許可上特に問題は無いものと思われま。委員の皆さまご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 53 号から 56 号までについて、松川委員よろしくお願いいたします。

松川農業委員 始めに受理番号 53 号について、ご説明申し上げます。

10月16日に譲渡人と譲受人に聞き取り調査を行いました。譲渡人は進入路がなく利便性が悪い申請地を何とか草刈りをして、管理をしてきましたが、今後は管理も困難となるため、隣地で野菜を耕作している譲受人へ相談した結果、無償譲渡の話がまとまり、今回の申請となりました。取得後は野菜等を作付けする予定であります。耕作するための機械等も保有しており、所有している農地は全て耕作しているとのことで、許可上特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、受理番号54号、第55号、第56号については、譲渡人が同一のため、一括してご説明いたします。

10月16日に譲渡人とは電話にて、譲受人に対しては面談にて調査いたしました。今回の申請地は、譲渡人が兄から相続した土地であります。譲渡人は郡山市在住で高齢であることから管理もできず、耕作放棄地となっております。今後も管理ができないため、隣地で耕作している譲受人3氏に相談したところ、それぞれ話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人からは、取得後適正に管理していくとのことであります。耕作に必要な機械も保有しており、許可上特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第58号について、佐藤委員よろしくお願いいたします。

佐藤秀和推進委員 受理番号第58号について説明申し上げます。

先ほど、議案第49号「農地等の買受適格証明の適否決定について」に関連する申請となります。譲受人につきましては、申し上げたとおり地域においても模範的な農業者であり、特に問題は無いかと思われま。なお、本件については、事務局から説明があったとおり11月18日に予定されている公売により譲受人が落札者となった場合に効力が生じることを申し添えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 50 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 51 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した委員からお願いいたします。

受理番号第 8 号について、大越委員よろしくお願いいたします。

大越農業委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

9 月 30 日に、小枝農業委員、安田推進委員、事務局で現地調査をいたしました。申請理由については、事務局からの説明のとおりであります。申請地は長年宅地として利用しており、現況からの農地への復元というのは不可能であることから、宅地に地目変更するのは止む無しと思っておりますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 51 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 51 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第 52 号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 8 号について池田委員よろしくお願いいたします。

池田推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

10 月 12 日に横川農業委員、事務局とともに申請地をみてきました。申請地の状況は事務局の説明のとおりで、開墾することが難しい土地であることを確認しました。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 9 号について、関根委員よろしく願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

10 月 6 日に事務局、関根要一農業委員と現地を調査したところ、申請地は、墓地が近くにあり、地図上でもお分かりのとおり、進入路が未整備のため、耕作するには不向きであることを確認しました。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 なければ、お諮りいたします。

議案第 52 号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 52 号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 34 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 35 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

○ 報告第 36 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 37 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書の受理について」 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他であります。10 月 4 日に行われました第 4 回常任委員会の

結果について報告いたします。

●報告内容（和田委員長）

・令和4年度福島県下農業委員会大会について、大会の参加数が半数に制限されたことから、農業委員19名と農地利用最適化推進委員長と副委員長、事務局員の計22名が参加することとなった。

・令和4年度県外視察研修については、コロナ禍を考慮し、視察研修は中止となった。

・農政懇談会は、12月総会后実施する方向で進め、コロナ感染状況によっては、市長との意見交換会として実施する。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。
(なし)

議長 事務局からは何かございませんか。

事務局 下記の件について説明した。

・農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に係る概要、スケジュール、地区説明会の開催について説明。

・令和4年度福島県下農業委員大会に係る出欠確認、令和4年度農業委員会勉強会の案内について説明。

議長 このことについて、皆さんから質問等ございませんか。
(なし)

議長 事務局からは何かございませんか。
(なし)

議長 他になければ、これにて令和4年第10回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。